

司法救済制度に係る主な著作権法の改正について

《裁判手続きの改善》

○平成8年

- ・ 裁判所が被告に対して、「損害額の計算のために必要な文書」の提出を求められる制度を導入。

○平成12年

- ・ 原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が、一般的相場にとらわれることなく具体的事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入。
- ・ 損害額の立証に必要な「事実の立証」が極めて困難な場合に、裁判所が弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいた「額の認定」を行える制度を導入
- ・ 裁判所が被告に対して、「著作権侵害の有無の判定のために必要な文書」の提出を求められる制度を導入。
- ・ 裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。

《罰則の強化》

○昭和59年

- ・ 罰金の上限額を引き上げ
(30万円→100万円など)

○平成8年

- ・ 罰金の上限額を引き上げ
(100万円→300万円など)

○平成12年

- ・ 法人に対する罰金の上限額の引き上げ
(300万円→1億円)

第154回国会で成立した著作権法の一部を改正する法律の概要

I. 改正の趣旨

インターネットの普及等に伴い、既に法整備を終えている「著作者」「実演家」「レコード製作者」に加え、残る「放送局」「有線放送局」についても、「インターネットを用いた無断再送信」を防止するための権利を付与する。

また、「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」については、インターネット対応等の主な部分に関しては、既に法整備を終えているが、条約締結のためには、一部法整備が必要な事項が残されているため、今回の改正により措置する。

II. 改正の内容

1. インターネットへの対応のための「放送局」「有線放送局」の権利の拡大

受信した「放送番組」等について、インターネットを用いた無断再送信を防止するため、「放送局」と「有線放送局」に、「インターネットでの無断送信を差し止める権利」（送信可能化権）を付与する。

2. 「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」の締結等に係る改正

インターネットへの対応を始めとして「実演家」「レコード製作者」の権利について規定した条約（平成8年採択）を締結する等のため、以下の改正を行う。

（「インターネットでの無断送信を差し止める権利」の付与等については、既に対応済み。）

（1）「実演」に係る「人格権」の創設

「実演家」（歌手、俳優等）に、①「名誉・声望を害する改変をされない権利」（同一性保持権）、②「名前の表示を求める権利」（氏名表示権）を付与する。

（2）「レコード」の保護期間の起算点の変更

（「最初の録音から50年」→「最初の発行（発売）から50年」）

（参考）

○著作権の体系

